

議案第 35 号

専決処分の承認を求めることについて

北本市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 21 年 5 月 19 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

専 決 処 分 書

北本市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成21年3月31日

北本市長 石 津 賢 治

北本市都市計画税条例の一部を改正する条例

(平成21年3月31日)
条例第 12 号

北本市都市計画税条例（昭和46年条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し及び同項から第4項までの規定中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第5項中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改め、「この項において」を削る。

附則第6項、第7項、第8項（見出しを含む。）及び第10項から第12項までの規定中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第13項中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改め、「この項において」を削る。

附則第14項中「附則第13条の5及び第13条の6」を「附則第13条の4」に改める。

附則第16項中「第30項、第34項、第37項、第38項、第40項、第41項、第43項から第48項まで、第51項、第53項から第59項まで若しくは第61項」を「第29項、第33項、第36項、第37項、第39項、第40項、第42項から第45項まで、第47項、第49項から第55項まで若しくは第57項」に改める。

附則第18項の見出し中「平成15年度から平成17年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改め、同項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第9号）附則第13条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）附則第9条第1項」に、「平成15年度から平成17年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の北本市都市計画税条例の規定は、平成21年度以後の年度

分の都市計画税について適用し、平成20年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。